

# 令和8年度 耐震診断促進事業のご案内

## 「木造住宅の無料耐震診断事業」



旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を促進するため、希望される方に岐阜県木造住宅耐震相談士を無料で派遣し、耐震診断を行います。  
また、耐震補強工事費の概算額もお知らせいたします。

### 木造住宅の無料耐震診断事業の主な条件

次の①～④のすべてに該当する木造住宅の所有者が対象となります。

- ① 多治見市内に存する住宅
- ② 昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された住宅
- ③ 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による一戸建ての住宅
- ④ 延べ床面積の1/2以上の部分が居住の用に供されている住宅

※ 共同住宅および長屋建て住宅等は、「建築物耐震診断助成事業」をご利用ください。

### 申込時に必要なもの

お申込みの際には、次のものをご持参ください。

- ① 耐震診断を受診しようとする住宅の建築時期および所有者のわかる書類  
(令和8年度に発行された固定資産税納税通知書など)
- ② 申請者の印鑑（申請者名が自署でない場合、代理で申し込まれる場合など）

※ 条件によっては、上記の他に必要な書類がございます。

- 申込期限：令和8年11月30日（月）まで。

ただし、予算が無くなり次第、受付は終了させていただきます。

上記以外にも詳細な条件等がございますので、詳しくは下記の間合せ先までお問い合わせください。

#### 申込み先・間合せ先

多治見市役所(本庁舎)3階 都市計画部 開発指導課 窓口

電話：(0572) 22-1336 (ダイヤルイン) 建築指導グループ 磯部、山田

ホームページ：<http://www.city.tajimi.lg.jp/> ページ番号：1010196



## 令和8年度 無料耐震診断の流れ

### ① 申込書の提出

必要事項を記入した申込書に、建築時期の確認できる書面を添えて申し込んでください。  
(記載事項、添付書類に不備がなければ、受付完了)

### ② 市による審査・実施決定

市税等の納付状況の確認を行い、耐震診断ができると認めるときは「耐震診断実施決定通知書」を作成します。

### ③ とりまとめ・発注

毎月25日(7月は24日、10月は26日、11月は30日)までに受付した申込書を取りまとめ、岐阜県建築士事務所協会へ耐震診断を実施する相談士の派遣を依頼します。

### ④ 派遣する相談士の決定

派遣する相談士が決まり次第、「耐震診断実施決定通知書」と「岐阜県木造住宅耐震相談士決定のお知らせ」を交付(郵送)します。

### ⑤ 現地調査の日程調整

派遣依頼を受けた相談士は、住宅の現地調査を行う日程を事前に電話で調整します。  
この際に、日時の希望があれば相談士に伝えてください。  
現地調査は、2時間程度です。

### ⑥ 現地調査

現地調査の当日は、住宅の図面や写真などの既存の資料をもとに、相談士が建物を調査します。  
(天井裏や床下の状況を確認します)

### ⑦ 耐震診断

相談士は、現地調査の結果を持ち帰り、構造計算ソフトを用いた計算により、耐震性の評価と簡単な補強計画を行います。

### ⑧ 結果報告

後日、相談士が報告書をもとに、耐震診断の結果と概算の耐震補強工事費等について、説明に伺います。

注) 耐震診断は、岐阜県に登録されている「岐阜県木造住宅耐震相談士」が行います。

相談士は登録証を提示します。

現地調査には、市の職員は同行しません。

### スケジュール

申込	実施決定、相談士派遣依頼	現地調査・耐震診断
5月25日まで	6月上旬	6月中旬～7月下旬 予定
6月25日まで	7月上旬	7月中旬～8月下旬 予定
7月24日まで	8月上旬	8月中旬～9月下旬 予定
8月25日まで	9月上旬	9月中旬～10月下旬 予定
9月25日まで	10月上旬	10月中旬～11月下旬 予定
10月26日まで	11月上旬	11月中旬～12月下旬 予定
11月30日まで	12月上旬	12月中旬～令和9年1月下旬 予定